

阿南市測量、建設コンサルタント業務等の契約
に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格
審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(資格の審査の申請)

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、次条に定める期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 営業に関し法律上必要とされる登録の証明書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 測量等実績調書
- (4) 職員数調べ又は技術者経歴書
- (5) 納税証明書（市の区域内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）にあつては所轄税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書面並びに市町村長が発行する市町村税に係るもので代表者の納税証明書並びに法人にあつては法人に係る納税証明書、県の区域内に主たる営業所を有する者（市内業

者を除く。以下「県内業者」という。)及び県の区域外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。)にあっては所轄税務署長が発行する法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書面とする。)

- (6) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書(所轄の市町村長が発行したもの)
- (7) 財務諸表(直前1年分)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 業者カード
- (10) 市内業者にあっては主たる営業所の写真及び所在地の図面
- (11) 委任状(県内業者及び県外業者が、年間委任(第6条に規定する資格の有効期間を通じて委任することをいう。以下同じ。)をする場合に限る。)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(申請の期間)

第4条 前条の期間は、市内業者及び県内業者にあっては毎年3月1日から同月末日まで、県外業者にあっては西暦による毎奇数年の3月1日から同月末日までとする。ただし、市長が認めるときは、当該期間外に申請書を提出することができる。

(資格の認定)

第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けた場合には、市長が定める項目及び基準に従ってこれを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当と認める者に資格の認定をするものとする。
- 3 前項の資格の認定は、市内業者及び県内業者(前条ただし書の規定により申請した者を除く。)にあっては毎年5月1日に、県外業者(同条ただし書の規定により申請した者を除く。)にあっては西暦による毎奇数年の5月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第3項に規定する認定の日から起算して13箇月とする。

2 第4条ただし書の規定により申請書を提出し、審査を受けた者の資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、市長が申請書を受理した日の属する月の初日から起算して2箇月を経過した日からその日において前条第3項の適用により現に資格を有する者に係る前項の有効期間の満了の日までとする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消した者を、当該資格を取り消した日から2年間入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 現に資格を有する者が、次の各号のいずれかに変更が

あったときは、申請書変更届及び関係書類を添付して、直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名又は役職
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) 登録を受けた業種
- (5) 申請書、申請書変更届又は使用印鑑届に使用した印
- (6) 委任状（県内業者及び県外業者が、年間委任している場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、資格の審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。
（昭和63年阿南市告示第97号の廃止）
- 2 昭和63年阿南市告示第97号（建設工事に関する調査、測量及び設計業務に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について。以下「告示」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の際現に告示に基づく資格を有する者の資格については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、当該資格の有効期限は、平成13年4月末日までとする。
（那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入に伴う経過措置）
- 5 那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入の日前に、編入前の同郡那賀川町又は同郡羽ノ浦町においてされた測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査に関する処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づき認定された資格の有効期間は、なお従前の例による。